

官報

号外

昭和三十七年八月十五日

第四十二回 参議院會議録第六号

昭和三十七年八月十五日(水曜日)

午前十時三十分開議

議事日程 第六号

昭和三十七年八月十五日

午前十時開議

第一 産業投資特別会計法の一部を
改正する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 産業投資特別会計法
の一部を改正する法律案(趣旨説
明)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、
謝絶を省略いたします。

一昨十三日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

大蔵委員

重政 庸徳君

農林水産委員

柴田 栄君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

大蔵委員 柴田 栄君
農林水産委員 重政 庸徳君
同日委員会において当選した理事は左
の通りである。

内閣委員会

理事 石原幹市郎君
理事 下村 定君
理事 鶴園 哲大君
理事 山本伊三郎君

地方行政委員会

理事 西田 信一君
理事 秋山 長造君
理事 市川 房枝君

法務委員会

理事 後藤 義隆君
理事 松野 孝一君
理事 龜田 得治君
理事 和泉 覚君

外務委員会

理事 井上 清一君
理事 鹿島守之助君
理事 草葉 隆國君
理事 大和 与一君

大蔵委員会

理事 柴田 栄君
理事 西川甚五郎君

農林水産委員会

理事 成瀬 幡治君
理事 渋谷 邦彦君
理事 永末 英一君

理事 青田源太郎君
理事 堀本 宜実君
理事 安田 敏雄君
理事 北條 尚八君
理事 森 八三二君

商工委員会

理事 初木 亨弘君
理事 武藤 常介君
理事 中田 吉雄君
理事 向井 長年君

運輸委員会

理事 天竺 良吉君
理事 谷口 慶吉君
理事 野上 進君
理事 大倉 精一君

通信委員会

理事 鈴木 恭一君
理事 寺尾 豊君
理事 松平 勇雄君
理事 光村 甚助君

建設委員会

理事 石井 桂君

予算委員会

理事 徳永 正利君
理事 村上 春蔵君
理事 武内 五郎君

理事 川上 為治君

理事 後藤 義隆君

理事 平島 敏夫君

理事 米田 正文君

理事 藤田 進君

理事 松澤 兼人君

理事 小平 芳平君

理事 田畑 金光君

理事 大竹平八郎君

決算委員会

理事 岡村文四郎君

理事 佐藤 芳男君

理事 仲原 善一君

理事 横山 フク君

理事 相澤 重明君

理事 大森 創造君

同日議長は、委員長から提出された左
の調査承認要求を要求書記載の通り承
認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 国家行政組織及び
国家公務員制度等に関する調査

一、目的 行政機構、国家公務員制
度及び恩給制度を調査検討し、も
つて公務の民主的且つ、能率的運
営を図る。

一、方法 関係方面から説明並びに
意見を聴取し、資料の収集、実地
調査等を行なう。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規
則第七十四条の三により要求する。
昭和三十七年八月十三日

内閣委員長 村山 道雄

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国の防衛に関する
調査

一、目的 自主防衛体制を整え、防
衛庁及び自衛隊の能率的運営を図
る。

一、方法 関係方面から説明並びに
意見を聴取し、資料の収集、実地
調査等を行なう。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規
則第七十四条の三により要求する。
昭和三十七年八月十三日

内閣委員長 村山 道雄

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に
関する調査

一、目的 地方行政制度の改善、地
方財政及び地方税制の確立、警
察、消防等の問題について調査研
究する。

一、方法 政府、地方公共団体その
他関係方面より意見聴取及び資料
の収集並びに実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中

昭和三十七年八月十五日 参議院會議録第六号 議長の報告

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十七年八月十三日

地方行政 石谷 恵男
委員長

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 検察及び裁判の運営等に関する調査

一、目的 法務、検察及び裁判の民主的能率的運営をはかるため、これを推進改善するよう全般的検討を加えるとともに人権侵犯その他個々の重要な問題について適切な措置を講ずることを目的とする。

一、方法 政府、関係方面から説明及び意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十七年八月十三日

法務委員長 島島徳次郎

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国際情勢等に関する調査

一、目的 現下の外交上の重要問題を調査研究し、国際情勢の把握につとめる。

一、方法 関係各方面から説明及び意見を聴取するとともに資料を収集し、且つ、必要に応じては現地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十七年八月十三日

外務委員長 岡崎 真一

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 租税及び金融等に関する調査

一、目的 税制改正、金融政策の確立、国有財産の管理及び専売事業の適正なる運営等に資する。

一、方法 関係方面から意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行なう。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十七年八月十三日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 教育、文化及び学術に関する調査

一、目的 教育制度、教育行政、教育財政及び文化、学術等の諸問題をつぶさに調査研究し、教育、文化及び学術の健全なる発展に資する。

一、方法 関係各方面から意見を聴取し、且つ必要に応じては現地調査を行なう。

取し、資料を収集し、且つ必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十七年八月十三日

文教委員長 北畠 教真

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 農林水産政策に関する調査

一、目的 農林水産業の振興及び農林漁家経済の安定に関する諸問題について調査研究を行ない、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係各方面の意見を徴し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十七年八月十三日

農林水産委員長 櫻井 志郎

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 産業貿易及び経済計画等に関する調査

一、目的 日本経済の当面する諸困難を打開し、その安定と発展を図るため、産業貿易、経済計画並びに技術振興等に関する諸問題を、つ

ぶさに調査研究し、諸施策の推進に資する。

一、方法 関係各方面の意見を徴し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十七年八月十三日

商工委員長 赤岡 文三

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 運輸事情等に関する調査

一、目的 陸運、海運、航空、観光及び気象業務等の実情を調査し、これらの運営並びに組織等の改善強化に資する。

一、方法 政府並びに民間関係者から実情を聴取するとともに資料を収集し、且つ、必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十七年八月十三日

運輸委員長 金丸 富夫

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

一、目的 郵政事業及び電信電話事業並びにラジオ、テレビジョン放送その他電波に関する行政の運営

状況を調査し、その適正なる運営に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料の収集並びに実地調査等を行なう。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十七年八月十三日

通信委員長 伊藤 顕道

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 建設事業並びに建設諸計画に関する調査

一、目的 左の事項について調査し、関係法令の改廃の検討に資する。

一、国土計画、地方計画及び都市計画に関する事項

二、道路、河川、海岸、公有水面、運河、砂防及び上下水道施設に関する事項

三、水防に関する事項

四、土木、建築及び住宅に関する事項

五、土地収用に関する事項

六、測量及び地図に関する事項

七、その他これに関連する事項

一、方法 関係官庁、民間諸団体等から計画、実施及び成果等につき、その実態及び意見を聴取するとともに、実地視察、資料の収集等を行なう。

四八

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十七年八月十三日

建設委員長 木村精八郎

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 予算の執行状況に関する調査

一、目的 予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。

一、方法 関係者から説明を聴取し、且つ資料の提出を求め、必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十七年八月十三日

予算委員長 木内 四郎

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

一、目的 一般会計、特別会計及び政府関係機関の経理並びに国有財産の管理等に関し、特に必要と認められる事項の調査を行なうとともに、全般的検討を遂げ、決算の審査に資し、ひいては国費の効率的使用に寄与する。

一、方法 関係官庁及び政府関係機関の当事者等から説明を聴取し、

資料を収集し、又必要に応じ実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十七年八月十三日

決算委員長 鈴木 壽

参議院議長重宗雄三殿

昨十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 高橋 衛君

大蔵委員 宮澤 喜一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 宮澤 喜一君

大蔵委員 高橋 衛君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 赤間 文三君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 柴田 榮君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 田中 茂雄君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 藤野 繁雄君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 久保 勘一君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 鍋島 直昭君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 同

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 理事 鹿島 俊雄君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 理事 高野 一夫君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 理事 小柳 勇君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 理事 藤田藤太郎君

よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(向井長年君発議)
百貨店法の一部を改正する法律案(向井長年君発議)

同日議長は、社会労働委員長から提出された左の調査承認要求を要求書記載の通り承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 社会保障制度に関する調査

一、目的 社会保障制度の確立が現下の最も緊急な問題であるにかんがみ、社会保障制度に関する各国の事例及び我が国の複雑な現行制度等の検討を行ない、日本の実情に即した理想的社会保障制度を創設してその立法化に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、又必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十七年八月十四日

社会労働委員長 加瀬 完

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 労働情勢に関する調査

一、目的 国際労働、失業情勢、失業対策、労働組合運動の動向等現下の労働情勢一般について調査研究を行ない、労働対策に必要な労働関係諸法の改廃制定に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十七年八月十四日

社会労働委員長 加瀬 完

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

業対策、労働組合運動の動向等現下の労働情勢一般について調査研究を行ない、労働対策に必要な労働関係諸法の改廃制定に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十七年八月十四日

社会労働委員長 加瀬 完

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 労働情勢に関する調査

一、目的 国際労働、失業情勢、失業対策、労働組合運動の動向等現下の労働情勢一般について調査研究を行ない、労働対策に必要な労働関係諸法の改廃制定に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十七年八月十四日

社会労働委員長 加瀬 完

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 労働情勢に関する調査

一、目的 国際労働、失業情勢、失業対策、労働組合運動の動向等現下の労働情勢一般について調査研究を行ない、労働対策に必要な労働関係諸法の改廃制定に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十七年八月十四日

社会労働委員長 加瀬 完

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

リカ合衆国との間の協定」を提出し、国会の議決を得ており、また、この協定に基づいて政府が本年度中に支払うべき第一回の賦払い金にかかる予算につきましても、昭和三十七年度産業投資特別会計予算において御承認をいただいております。さらに、産業投資特別会計の本年度における投資の財源の一部に充てるため、一般会計から二百三十億円をこの会計に繰り入れることについても、予算上は御承認をいただいております。

本法は、この二点につきましても、産業投資特別会計法を整備するために所要の改正を行なうことを目的とした法律案でございます。すなわち、第一に、「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」に基づく債務は、米対日援助見返資金特別会計廃止の際その資産を承継した産業投資特別会計の負担とするともに、この債務の元金四億九千万ドルに相当する円の金額千七百六十四億円を資本から債務に振りかえる等の措置を行ない、また、この債務の元利金の支払いをこの会計の歳出とする等所要の改正をいたしております。

第二、本年度の産業投資特別会計予算におきましては、日本輸出入銀行、農林漁業金融公庫、日本住宅公団、住宅金融公庫、商工組合中央金庫等に対する投資需要を充足するために、総額

昭和三十七年八月十五日 参議院会議録第六号 議長報告 会議 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 労働情勢に関する調査

一、目的 国際労働、失業情勢、失業対策、労働組合運動の動向等現下の労働情勢一般について調査研究を行ない、労働対策に必要な労働関係諸法の改廃制定に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十七年八月十四日

社会労働委員長 加瀬 完

参議院議長重宗雄三殿

調査承認要求書

五百三十二億円の投資を行なうこととなつておりますが、この投資の確保をはかりましたためには、その財源の一部は一般会計から補充する必要があります。本年度の一般会計予算では二百三十億円の産業投資特別会計への繰り入れが計上されております。よつて本法律案は昭和三十七年度において、産業投資特別会計の投資の財源の一部に充てるため、二百三十億円を限り、一般会計からこの会計に繰り入れることができよう所要の改正を加えることといたしております。以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。成瀬幡治君。

〔成瀬幡治君登壇、拍手〕

○成瀬幡治君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました産投会計法案について若干の質問をいたします。

本法案は、前国会で審議未了、廃案になつたものであります。この間、重宗自民党前会長は辞意を表明されたとか、池田総理が、選挙法を通しさえすれば、他の法律案は犠牲にしてもよいと言つたとか言わないとか、いわゆるくさの法案でございまして、そのことはさておきまして、政府がガリオア・エロアは対米債務であると判断された理由を、今までの資料、答弁を通して伺いますと、第一は、米国は、援助に對

して贈与であると言明したことはない。第二は、米國議會でガリオア援助は後日返済するべきものであると証言をしてゐる。第三は、援助物資が引き渡される際の覚書に、援助物資の支払については、後日決定する旨のただし書きがついてゐたというような点をあげて、債務性を主張されて参りました。しかし、これでは國民を十分に納得させるものではございません。以下、債務性について疑問点を簡単にあげて、御所見をお伺いしたいと思ひます。

第一点は、援助物資は國民に充り渡され、その代金の使途は輸出入補給金として使われて参りました。絶対権力者である米軍の手で複數レイトで計算され、生産費以下で不当に安く輸出され、その金額は輸出入補給金で穴埋めをして、米國の業者を不当にもうけさせました。少なくとも昭和二十四年三月までには、かりに三百六十円レイトに換算をいたしますと、約四千億の金が消えているのであります。援助資金は米國業者へ返済済みではございませんでしうか。

第二点は、終戦処理費を負担してきました。その額は、レイトをどうするかという点で問題もあろうかと存じますが、このことを専門に研究をしてゐる學者の資料によりますと、約四十億ドルと計算されてゐます。対日援助総額を二十億ドルと仮定いたしましたして

も、その二倍に當たる終戦処理費を國民は負担をして参りました。この終戦処理費は、敗戦日本が當然負担すべきものであるとの法理論もありましようが、國民としては、米國に對して損はかけておらない。米國は得をしてゐるではないか。

第三点は、米國からの要請によりまして、連合國からの安撫券をもらつて行動をした阿波丸が、米國潜水艦によつて撃沈をされました。これは明らかに米國の責任であります。本院は昭和二十四年の四月六日、請求権を放棄する決議をいたしました。そして阿波丸協定によりますと、「米國政府から受けた物資及び役務による直接間接の援助を多として、阿波丸の撃沈から生

じた米國政府及び米國民に對するいかなる種類の請求権をも、日本國政府自身及び一切の關係日本國民のためにすべてを放棄する」というのであります。たつといふ二千三名の生命と船との損害をただで放棄するといふことは、一体どういふことでございませうか。遺族への補償金と船の損害は、國民の税金で支払つておられます。米國へただにしたといふことは、そのかわりに、対日援助のものも、ただにしてもらえるといふことがあつてのことであらうと思ひます。西村前条約局長は、日本の自衛的によるものではなくして、アメリカの要請によつて決議が行なわれ、請求権を放棄したと、すつば

抜いてゐるのであります。そうでなければ、何でただにしたのでございませうか。

第四点は、広島、長崎に原爆が投下され、多くの人命が奪われました。今日なお原子病の苦痛にあへてゐる人たちがたくさんいます。原爆投下は、明らかに、國際法上、人道上也許されることではありません。これに對して損害賠償要求は當然であります。しかし、この請求権も講和条約であつさり放棄してゐます。

要するに、領土については、講和条約で、その説明はどうあれ、實質的に沖繩、小笠原は米國の手に渡つております。千島列島はソ連の手に渡つております。講和条約のためであります。領土は取られ、金もぬかりなく米國は持つていきました。賠償請求権は、ただで放棄してしまひました。そうして残つたものは対米債務だけだから、それを返済するといふのであります。もしこれが個人間のことであつたら、こんなばかげた話は通用しないでしょう。國民の金である、國民のものであるから、損はないといふので、許されたとしたならば、國民を愚弄した話であり、ばかげた外交交渉といふべきであります。少なくとも對等の外交交渉でなかつたといふ点は明瞭であります。

これらの点について、こまかくは大蔵委員會で關係閣僚から一つ一つ承るつもりであります。大筋としての所見を總理から承りたいと存じます。次に、大蔵大臣にお伺ひいたしますが、

第一点は、産投会計は、その第一條に「經濟の再建、産業の開發及び貿易の振興のために、國の財政資金をもつて投資を行うため、産業投資特別会計を設置する。」と、その設置目的と性格を明らかに示してゐます。また、國の予算区分からいいたしましても、投融資特別会計であることは明らかであります。すなわち、支払い勘定ではないといふ点であります。政府は二重払いではないかといふ國民の声を、そしりをおそれて、産投会計が見返り資金を引き續いで充てたので、ここから支払つておけば、國民をごまかせるの苦肉の策から出た知恵と思われるのであります。御承知のとおり、産投会計へは、一般会計からも繰り入れられておるのであります。さきに指摘したように支払い会計ではないのであります。そこで賠償等特殊債務処理特別会計から支払うというほうが、より適当で妥當な取扱ひではないでしうか。

第二点は、産投会計から今後十五カ年間に元利合計五億七千九百二十二万ドル、二千八百五十五億二千二百万円を支払うといふのであります。昭和三十六年度末の資本四千四百八十四億円は、三十七年度末には二千九百二十一

億円に減少します。そして向こう十五カ年間は、原資がふえなくて、経済成長に順応した役割が果たせなくなるのではないのでしょうか。産投会計の本来の使命、存在の意味がなくなるのではないのでしょうか。現に今回の改正案でも、本年度に一般会計から二百三十億円を繰り入れることになっておりますが、今後は一般会計からの繰り入れが、返済額に見合ったり、または上回って行なわれるのではないのでしょうか。もしそのようなことはしないというのであるならば、産投会計は、今まで余分の金があったので投融資をしていたのみであって、必要性からやったのではないのでしょうか。大蔵省は、三十八年度の財政投融資計画の規模は、本年度のはば一割増の九千五百億円前後を予定して、原資確保のために産投国債、産投外債を発行すると言われておりますが、どうする方針でありますか。また、開銀、輸銀を初め、十八機関への出資増は考えておられないのですか。今後どのようににされようとしているのでありますか、お伺いをいたします。

これと関連をいたしまして、第三点は、開銀の改組と開銀債の発行の件についてであります。開銀の融資対象は、鉄鋼、電力、海運、石炭の四業種が中心となっていました。昭和二十九年ごろから鉄鋼、電力へは民間融資が行なわれるようになって、開銀融資

の比重は減少をして、他方、地方開発、特定機械向けの融資がふえてきました。すなわち、開銀の融資対象が広がった結果、興銀、長銀など、民間金融機関と競合する面が出てきました。また、長期運転資金貸付の要望も出ています。したがって、この際、開銀の融資のあり方を根本的に再検討すべき時期にあると思います。また、財政投融資の原資が窮屈になってくることは間違いないことでもあります。開銀債の発行を検討をしているのではないのか。明年度予算編成とも関連する問題でありますので、この際、御答弁をお願いいたします。

第四点は、政府は、返済額が二千八十五億円で、開銀の納付金と利子返済の累積分が二千二百億円で、百十七億円の余裕もあることであるから、返済には狂いを生じないとの計画であります。海運界の現状と将来を見ますと、事はどうもよくいくとは思われないのであります。現に海運関係へは、三十六年三月末現在で貸付残が約千六百億円あります。海運会社の資本構成を見ますと、他人資本が七八・六％、自己資本が二一・四％となっており、要するに、借金で経営が行なわれているのであります。したがって、政府は、倍増計画に基づく国際収支の面から、船による積取比率を算定をして、それに必要な船腹量まで発表をされております。また、海運

企業整備臨時措置法案は衆議院で継続審議になっておりますが、利子のたな上げをその内容としております。船腹量はふやさなければならぬ。それに伴う資金は当然必要になってきます。そして利子をたな上げするというのであります。そうしますと、開銀の納付金と、利子返済で債務償還に充てることとは、二律背反であります。ほんとうに計画どおりにいきましょいか。二、三年先には計画を変更しなければならぬというより、事態になりませんでしょうか。海運関係は、単に利子のたな上げというより、小手先対策だけではなく、根本的対策が必要であるというのが今日の常識であると考えますか、抜本的対策をやるのかやらないのか、この際、運輸大臣からも御答弁を承ります。

第五点は、一般会計からの繰り入れ二百三十億円が法案審議未了のためにたな上げになっております。政府の資料によりますと、二百三十億円に、産投資金百五十億、自己資金百五十二億円、合計五百三十二億円を、輸銀へ二百億円、農林中金へ百二十億円、住宅公庫へ九十五億円、住宅公団へ七十五億円などそれぞれ出資するというのであります。約五カ月間空白が生じたが、この間、輸銀、商工中金など、いかにやりくりをしてきましたか、お伺いをいたします。

最後に支払い方法についてであります。御承知のように、対米貿易は入超で、片道であります。その上、ドルで支払うということは、貿易構造上からいっても思わしくないことではあります。何ゆえに円貨で大部分を支払うようにしないのか。この対米要求は日本としては当然ではありませんか。今後の支払い交渉の基本的態度を承りたいと思います。これは総理大臣にお願いをいたします。

特にこの誤解を解いておかねばならぬと思っておりますので、この沿革をこの際申し上げます。

大抵、アメリカからの対日援助は十八億ドルといわれております。しこうして、私が昭和二十四年の四月に見返資金特別会計を作りまして、アメリカの援助物資に相当する代金を積み置いた。すなわち、昭和二十四年からの分は、はつきりしているのであります。これが大体七億ドルあまりございまして、そうして十億ドルばかりのものはどういうふうに使われたか。すなわち、当時日本の綿製品をアメリカに持っていくと、二百七十円の綿製品だったが一ドルに売れます。生糸だったら四百二十円の生糸を持っていかなければ一ドル取れない。医薬品その他の一般工業品は、六百円のものを持っていったら一ドルになるのであります。しからば、その差額はどこから出たか、こう申しますと、これはやはり日本のものを高く買って安く売らなければ国際価格に合いませんので、生産者のためにその輸出補助金を出したのであります。また、輸入いたしました外米も、一石五千円から六千円の外米を、昭和二十一年には五百円から配給したじやありませんか。昭和二十四年に私は米価を上げて四千三百円にしたのですが、なおかつ、千数百円の赤字が出ました。これを何で埋めたかといったら、これはアメリカの対外援助

【國務大臣池田勇人君登壇、拍手】
○國務大臣(池田勇人君) 御答申申し上げます。

アメリカの対日援助につきまして、われわれが支払うという義務を感じて、先般、国会の承認を得たのでございまして、その点につきましてはすでに御承知のとおりと思っております。ただ、いろいろな問題につきまして、そこまで払う必要はないのじやないかというお話でございます。

その御質問の第一点は、アメリカの対日援助は、輸出補助金、輸入補助金に使われているのじやないか、しかも、それはアメリカが得をして、日本が損をしている、こういうお話ですが、大へんな誤解だと思ひます。で、私は、

の換価金並びにわれわれの租税で埋めておつたのであります。それだけ消費が安いものを食べた、こういうことに相なるのであります。ですから、決してアメリカが得をして日本が損をしたという計算にはならない。しかも、今回払います四億九千万ドルというものは、見返資金で貯め置いた七億ドルの一部じゃありませんか。こういうことをよくお考え下さいまして、国際的にも聞こえておりますこととありますから、あまり無理なことを言いますと、よその人にも日本人はどうこうというよりなことを疑いを持たれても私は困ると思います。(拍手)しかも、日本と同じ立場におりますドイツは、やはり終戦処理費の問題でも、ドイツの終戦処理費は百二十五億負担しておるのであります。日本の倍負担しておる。そしてその金をすでに払っております。われわれは国際的に日本の立場を考へて、そして日本人の誇りを持つて返すべきものは返すということがやり方であろうと考へます。

また、阿波丸に対しての請求権を放棄した——これは衆参両院の決議によりまして、放棄しろという決議がありましたので、われわれは放棄したのであります。しかもこの阿波丸の損害金は、大体見積もりますと四十二、三万ドルでございます。向こうからの援助は十八億ドルぐらいであります。この分で払ったのだから棒引きにしろとい

う考へ方は、そろばん上、出てこないと思います。しかもわれわれは、これを国会の決議によりましてそういう放棄の手続をとつたのであります。

また、広島原爆の問題とか領土問題等は、条約によりまして、平和条約の十九条の(四)によって放棄したのであります。放棄したことがいいか悪いかわからない問題は、これは日本が負けましたので、負けましたからの平和処理としてやむを得ないことだと考へておるのであります。

なお、日本の物資でもって払う、すなわち円でもって払うことにしたらどうか——われわれは、日米の教育文化のための二千五百万ドルは円で支払うことにしておりますが、大部分はドルで払うことにいたしております。これは、なぜそういうことにしたかといつたら、十八億ドルのうち四億九千万ドル、しかも十五年——ドイツはもうすでに払つてしまつております。十五年で分割払いだ、こういうことから考へてみますと、われわれは円で払うということは一応主張いたしました。が、交渉の経過によりまして、私は、金額を少なく期限を長くして、ドル払いのほうが、国のためになると考へた次第でございます。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) 総理大臣がお答えになられた分を除きまして、私からお答え申し上げます。

第一は、ガリオア・エロアを産投会計より支払いをせず、賠償特別会計より支払つたほうがいいのではないかと、また新しい特別会計を作つたらどうかという御意見であります。米国対日援助見返資金特別会計の資産を承継した産投特別会計の負担として、同会計の見返り資金関係資産収入分をもつて支払いを行なうことが妥当だと考へておるわけでございます。三十七年度の産投会計予算にガリオア等債務支払ののたため七十九億圓が計上せられて、すでに国会の議決を得ておるわけでござい

ます。したがって、ガリオア等債務を賠償特別会計から払うとか、また新たに特別会計を作る考へは持っておりません。

第二の問題は、産投会計より支払えば、原資がふえず支払いが増すから、一般会計より債務に見合う金額を余分に繰り入れるのではないかと御懸念であります。産投会計が今後どのようにに投資財源を必要とするかは、明年度以降の財政投資政策の問題でありまして、かりに一般会計からの繰り入れが増加をいたしましたも、他の必要性からくるものでありまして、ガリオア債務とは別個の問題であると存じます。

第三点は、ガリオア等債務支払いを産投会計より支払うため開発銀行の貸付に支障を来たし影響するのではないかと、すなわち、ガリオア等債務と開発銀行の関係についてのお尋ねであります。ガリオア支払い計算の上では、支払い財源に、開銀の納付金、開銀貸付金回収金を充てることになっておるわけでございます。開銀は、法令によりまして、従来御承知のとおり納付すべき国庫納付金や期限の到来した納付ないし返済をするだけでありまして、ガリオア支払いを産投会計よりするからといって、開銀融資の圧迫にはならないわけであります。

第四点は、産投国債発行を考へておるのではないかと御懸念でありまして、産投国債の発行は考へておりませんが、次に、開銀の性格、機構の整備等のお話ございましたが、開銀は政府関係機関である以上、政府政策の重点に即応して、その貸付対象、業種やウエートの置き方等、漸次変わつて参りますので、これに対応した機構を整備していかなければならないと考へます。

それから前国会で本法律案が廃案になりましたために、一般会計からの二百三十億圓の繰り入れが不可能になつたわけであります。一体そのやりくりは現在どうしておるのかというお話でございますが、三十七年度産投会計の投資計画は、一般会計より二百三十億圓、それから産投資金の取りくずしと固有原資を合わせて五百三十二億圓の出資を行なうことになっておるわけ

でございます。現在のところ産投出資の取りくずしや固有原資によつてまかなつておるわけであります。せっかく考へた二百三十億圓が本法律案未成立のために出資ができまじいので、事実上は困つた金繰りになりつつあります。その意味において、すみやかに改正法案の成立をお願いしたいと考へておるわけであります。

それからガリオア等は開銀の納付金と利子でまかなうことになっておりますので、海運界に対する貸付金が非常に大きくなつており、これからは貸付が必要になるのに、一体支障を来たさないか、また海運やその他のものに融資した場合、ガリオア債務の支払いの財源が困らないかという御質問であります。先ほども申し上げましたとおり、債務支払いは納付金と利子でまかなうことになっておりますので、これがガリオア債務に回さないとしても、当然、約定により、時期がくれば産投会計に納付もしくは返済をする金でありますので、計画は別に苦勞があるわけではないのであります。

それから開銀が必要といたしております海運対策についてであります。御承知のとおり海運対策が必要であることは、院の決議もあり、また政府もそのとおり考へておるわけでござい

ます。その意味で、わが国の経済発展に及ぼす海運の基幹産業としての重要性を十分に認識をしております。現状

でござい

の内容、体制その他が、お互いが海運界に望むほど理想的な形態でないことも十分承知をいたし、ために海運企業整備に関する特別措置法を提案をいたしておるわけでございます。

次に、十五年間の支払い債務の内訳に對しての御質問でございますが、この総額は四億九千万ドルでございます。これは前期後期に分けて十五年間で支払いをするという計画を立てておるわけでございます。前期の十二年間に對しまして四億四千万ドルでございます。しかも十二年間は半年年賦といたしまして、一回の賦払い額が七十九億五百万円という金額でございます。それから後期の三年間は五千万ドル、すなわち百八十億円でありまして、十三年目より半年分ずつの第一回は三十一億三千三百万円として、第一回から十二年目一ぱいの二十四回期に比べて、非常に減つて参るわけでございます。その意味では、財源につきましては、上の十二年間においては収支とんとんでありますが、下期の支払いに對しては、多少財源が残るといふ計算であります。

残余の詳しい御質問に對しては、委員会でお答えを申し上げたいと存じます。(拍手)

(國務大臣 綾部健太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(綾部健太郎君) お答え申し上げます。

海運の重要であることは、總理の所信演説の中にも明記してあります。また、ただいま大蔵大臣もさような言明をされました。重要な次第で、私をいたしまして、その重要性にかんがみ、何とかいたしたいと考えております。現に海運企業の整備に關する臨時措置法というのを衆議院に提出いたしまして、これが今継続審議中でございます。この法案は、海運造船合理化審議会その他諸方面の意見をしんしゃくいたしまして、これで多大の効果をあげ得るものと私は確信いたしております。もしそれでできない場合には、さらに諸様方の御協力を得まして、対策を考えたいと存じております。

(拍手)
○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十三分散会

出席者は左の通り。
議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君
議員
森 八三一君 渋谷 邦彦君
牛田 寛君 長谷川 仁君
石田 次男君 野知 浩之君

大竹平八郎君	鈴木 一弘君	米田 正文君	川上 為治君	安田 敏雄君	千葉千代世君
中尾 辰義君	森部 隆輔君	北畠 教真君	櫻井 志郎君	横川 正市君	藤田藤太郎君
赤間 文三君	加賀山之雄君	谷口 聖吉君	徳永 正利君	田上 松衛君	向井 長年君
浅井 亨君	北條 傳八君	竹中 恒夫君	鈴木 万平君	伊藤 彌道君	秋山 長造君
松野 孝一君	増原 恵吉君	柴田 栄君	大谷藤之助君	久保 等君	藤田 進君
鈴木 恭一君	和泉 寛君	稲浦 麗藏君	石井 桂君	亀田 得治君	加瀬 完君
柏原 ヤス君	松平 勇雄君	平島 敏夫君	加藤 武徳君	天田 勝正君	岡 三郎君
山本 利壽君	市川 房枝君	綱木 亨弘君	高橋 衛君	成瀬 輔治君	中田 吉雄君
小林 篤一君	二宮 文造君	小沢久太郎君	杉浦 武雄君	佐多 忠隆君	中村 正雄君
小平 芳平君	上原 正吉君	村松 久義君	宮澤 喜一君	近藤 信一君	加藤シヅエ君
岩沢 忠恭君	村上 義一君	林屋龜次郎君	郡 祐一君	木村禧八郎君	岡田 宗司君
辻 武壽君	原島 宏治君	杉原 荒太君	安井 謙君	曾根 益君	
野田 俊作君	木暮武太夫君	木村篤太郎君	津島 壽一君		
笹森 順造君	中上川アキ君	吉武 恵市君	矢山 有作君		
日高 廣為君	丸茂 重貞君	野々山一三君	柳岡 秋夫君		
栗原 祐幸君	源田 実君	村山 道雄君	瀬谷 英行君		
川野 三曉君	亀井 光君	稲葉 誠一君	渡辺 勘吉君		
天竺 良吉君	井川 伊平君	鳥島徳次郎君	村上 春蔵君		
石谷 恵男君	植垣弥一郎君	林 虎雄君	大森 創造君		
鹿島 俊雄君	金丸 富夫君	鶴岡 哲夫君	吉江 勝保君		
前田佳都男君	仲原 善一君	佐野 廣君	山本伊三郎君		
豊田 雅孝君	天坊 裕彦君	武内 五郎君	柴谷 要君		
鍋島 直紹君	佐藤 芳男君	小柳 勇君	大矢 正君		
青柳 秀夫君	井上 清一君	林田 正治君	占部 秀男君		
岡村文四郎君	田中 茂穂君	鈴木 壽君	光村 甚助君		
堀 末治君	藤野 繁雄君	湯澤三千男君	大和 与一君		
新谷寅三郎君	紅露 みつ君	戸叶 武君	迫水 久常君		
中山 福蔵君	小柳 牧衛君	斎藤 昇君	田中 一君		
草葉 隆圓君	黒川 武雄君	藤原 道子君	永岡 光治君		
西川甚五郎君	井野 碩哉君	松澤 兼人君	阿具根 登君		
山崎 齊君	大谷 賛雄君	岩岡 正男君	須藤 五郎君		
上林 忠次君	野上 進君	小林 武君	杉山善太郎君		
		高山 恒雄君	中村 順造君		

安田 敏雄君	千葉千代世君	内閣総理大臣	池田 勇人君
横川 正市君	藤田藤太郎君	内閣総理大臣	田中 角榮君
田上 松衛君	向井 長年君	大蔵大臣	綾部健太郎君
伊藤 彌道君	秋山 長造君	運輸大臣	林 修三君
久保 等君	藤田 進君	内閣法制局長官	山内 一夫君
亀田 得治君	加瀬 完君	内閣法制局第一部長	中川 融君
天田 勝正君	岡 三郎君	外務省条約局長	
成瀬 輔治君	中田 吉雄君		
佐多 忠隆君	中村 正雄君		
村尾 重雄君	千葉 信君		
近藤 信一君	加藤シヅエ君		
木村禧八郎君	岡田 宗司君		
曾根 益君			

昭和三十七年八月十五日 参議院會議録第六号

五四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し原裝紙は二十円)
発行所 東京部新聞区市谷本町一丁目五番地
大蔵省印刷局 官報課
電話 東京三三三三(三三三三)